

1. 平野高等学校 生徒指導

①懲戒指導

学校内の規律の維持と生徒の規範意識を育むという観点から、高校では問題行動に対して、**懲戒指導**（校長訓告または出席停止）を行うことがあります。これは、学校教育法に基づき校長が命ずる措置です。生徒一人ひとりが公共の精神や社会規範との関連において自己実現を図れるよう、社会的自己指導力を身に付けさせることをめざすものです。

〔懲戒指導となる行為〕

いじめ、からかい、暴力行為、けんか、器物破損、窃盗、万引き、喫煙(*注1)、飲酒、カンニング（不正行為）、反社会的行為（法に触れる行為など）、バイク(*注2)の不正使用（無届免許取得、単車登校、制服単車乗車など）、人権にかかわること（人を傷つける言動、らくがき、不適切なSNSの使用など）、授業妨害、指導拒否、対教師暴言、威嚇行為、度重なる登校遅刻、その他、学校が懲戒を必要と認めた行為

(*注1) 喫煙について

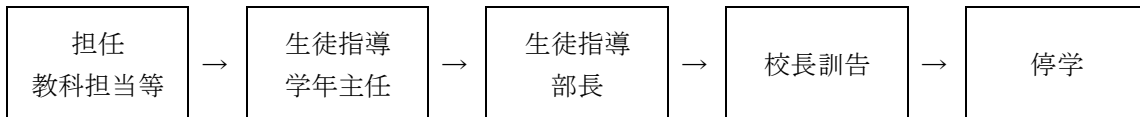
- ① 校内外を問わず、喫煙の事実が明らかになった場合
- ② 見張りをした者、喫煙具（ライター、紙タバコ、電子タバコ、加熱式タバコ等喫煙具に準ずるものすべて）を所持していた者も同等の指導
- ① 同席者（一緒にいた者）も指導対象

(*注2) バイクについて

フルアシスト電動自転車もバイクと同様の指導となる。

②段階指導

学校生活の中で同じことを繰り返したり、または指導してもすぐに別のことで指導されたりするようなことがあれば、段階を上げて指導します。場合によっては保護者に来校してもらいます。また、行為によっては、下校指導や段階を超えて指導することもあります。



2. 遅刻や授業退出は「入室許可証」を職員室まで取りに行く

- ・授業開始のチャイムが鳴り終わるまでに教室に入らなければ、遅刻となる。
- ・遅刻した場合は、職員室まで「入室許可証」を取りに行く。
- ・トイレ等、授業を一時退出した場合にも入室時には「入室許可証」が必要。
- ・遅刻/授業退出の回数はそれぞれ記録し、回数に応じた指導を行う。

①登校遅刻

・遅刻をしたものは反省文を書いて提出してから帰る。決められた期間で、遅刻回数が4回を超えると段階指導の対象となる（保護者同伴で説諭）。

②業間遅刻/授業退出

- ・授業間の遅刻やトイレ等の授業退出については、3回毎に放課後指導とする。
- ・ただし、5分以上の遅刻や集団での遅刻については別途指導する。

3. 頭髪／服装／身だしなみ

①頭髪 染髪・脱色・エクステ・そり込み（ライン）・パーマ等高校生としてふさわしくない髪型は禁止。

・随時、全校で頭髪検査を行うとともに、頭髪の状態が悪くなった時点で指導を行う。改善が必要な生徒は期日までに改善する。ただし、**黒彩の使用は禁止**。

- ・期日までに改善が見られない場合には再登校指導（帰宅→改善→再登校）を行う。

②服装 正しく制服を着用する。

- ・必ず本校指定の制服を着用すること。指定外のセーター、カーディガンは認めない。
- ・登下校中および、校内でのスカート下のジャージの着用は禁止する。
- ・制服を正しく着ていない場合には、再登校を含む指導を行う。
- ・指定の制服を改造してはならない。改造に対しては再購入を求める。

③化粧 化粧はしない。

- ・化粧は指導の対象とする（職員室等で落とす）。
- ・マニキュア、つけ爪、つけまつげ、まつ毛エクステ等、カラーコンタクトも同様とする。
- ・繰り返し指摘を受ける場合には、段階を上げて指導する。

④装飾品 装飾品（ピアス・ネックレス・指輪等）はつけてこない。

- ・校内でつけている場合は、その場で預かり、放課後指導をして返却する。
- ・繰り返し指摘を受ける場合には段階を上げて指導する。

4. 放課後指導

- ・呼び出し状をもらったらず指定場所へ行く。呼び出しを無視したものは別途指導する。
- ・度重なる場合には、段階を上げて指導する。

《対象となる例》

携帯電話・スマートウォッチなどの通信機能のついた機器の着信・使用、大幅な遅刻、装飾品、教室退場、化粧等、授業中の飲食、度が過ぎたマナー違反、サンダル登校、など

5. その他

①携帯電話・スマートウォッチなどの通信機能のついた機器の電源はOFFにすること

- ・授業中に使用していた場合には預かり、指導の後、保護者に返却する。
- ・授業中に着信があった場合（マナーモードを含む）は携帯電話を預かり、指導の後、放課後に返却する。

②授業規律

- ・授業中に私語が多い、教員の指示を聞けないなど、授業に支障を来す生徒には教室退場を命じる。

③早退について

- ・事情があって早退する場合には、必ず担任（または副担任）に申し出る。勝手に帰ったり授業を抜けたりしない。無断早退は指導対象とする。

9. 「3ナイ運動」について

1. 「3ナイ運動」とは『運転免許を取らナイ。単車等を買わナイ。単車等を運転しナイ』の意味です。目的は『かけがえのない自他の尊い生命並びに財産を守る』ことにあります。

この運動は全国PTA協議会より提出されたもので、保護者・学校・行政が協力して自分の子どもだけではなく、すべての子どもを交通戦争から守ろうというものです。

2. 指導方針

本校も過去に交通事故で生徒の大切な命を失った経験があります。また生徒が交通事故を起こしていることも、大きな問題だと考えています。警察による安全講演、交通安全指導、さらに「H19・20・21年度 大阪府高等学校交通安全協議会モデル校」の指定を受け、特に多くの生徒が使用する自転車についての安全教育を推進しているところです。“事故をしない、事故に遭わない”ことを考え、“かけがえのない身体・命”を大切にしましょう。

3. 指導内容

- ・単車については「3ナイ運動」を推進していますが、家庭の事情などで免許証取得が必要な場合には、保護者とよく相談した上で事前に学校に申し出ること。
- ・通学時の単車や自動車の使用は、自宅から最寄り駅までを含み、一切禁止しています。